

「(仮称) 久慈山形風力発電事業環境影響評価方法書」に対する知事意見

令和 6 年 5 月 8 日

経済産業大臣あて

本事業は、H S E 株式会社が岩手県久慈市及び九戸郡九戸村において、単機出力が最大 5,000 k W 程度の風力発電機を最大 21 基（総発電出力最大 105,000 k W）設置するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策に資するものである。

一方、対象事業実施区域及びその周辺には、「森林法」に基づき指定された水源かん養保安林や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定された鳥獣保護区のほか、岩手県自然環境保全指針（平成 11 年 3 月策定、令和 3 年 3 月改定）で定める「優れた自然」の保全区分において、保全区分 B ランクの重要な自然環境のまとまりの場が存在し、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少種に指定されているイヌワシが確認されるなど、環境保全上、重要な地域である。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、多くの住居等や小学校等の環境保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等の施設」という。）が存在しており、住居等から約 0.5km の近距離に風力発電機の設置が予定されているなど、本事業の工事の実施及び風力発電機の稼働に伴い、騒音や景観等さまざまな影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、下記の措置を適切に講ずるよう、事業者に対し勧告されたい。

1 総括的事項

- (1) 対象事業実施区域の一部には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林が存在している。保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、風力発電機等の位置の検討に当たっては、保安林を除外すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者が計画している風力発電事業が複数存在し、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業者から環境影響に関する情報を入手するとともに、情報が不足する場合は自ら調査し、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を実施すること。

また、他事業者から累積的な影響の予測・評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

- (3) 環境影響の予測については、これまでの審査会の意見や専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (4) 事業の実施に当たっては、地元住民等へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めるとともに、地域住民の生活環境の保全に十分配慮すること。
- (5) 対象事業実施区域及びその周辺には、岩手県自然環境保全指針で定める「優れた自然」の保全区分において、保全区分 B ランクの重要な自然環境のまとまりの場が存在することから、専門家の意見を聞きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を実施した上で、予測及び評価すること。
- (6) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の

選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、多くの住居等の施設が存在していることから、風力発電機の位置の検討に当たっては、住居等の施設から 1 km を超える距離を確保することを基本とすること。なお、やむを得ず住居等から 1 km 以内の区域において風力発電機の設置を検討する際は、設置検討位置から 1 km 以内の距離となる住居等付近において風力発電機の稼働による騒音の予測を行い、残留騒音に 5 db を加えた値又は 35db を下回らない場合は、検討対象から除外すること。

イ 工事用資材等の搬出入に係る騒音は、車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測及び評価すること。

ウ 騒音の評価に当たって環境基準を準用する場合は、環境基準を準用することの妥当性を説明したうえで、現状で満たしている最も厳しい基準値の地域類型を当てはめること。

エ 建設機械の稼働に係る騒音は、等価騒音レベルに加え、工事由来の突発的な音の影響を把握するため、5 % 時間率騒音レベルの予測を行うこと。

オ 騒音による健康影響について十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、予防原則にしたがい住民等に十分な説明を行うこと。また、問題が発生した場合の対処方法について準備書に記載すること。

(2) 水環境

ア 工事中の濁水の流入による影響を予測するため、風力発電機の設置予定位置に近い河川の上流部に水質の調査地点を追加し、影響について予測及び評価すること。

イ 対象事業実施区域周辺に水道水源が存在することから、水道水源への影響について調査、予測及び評価を実施すること。また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。

(3) 地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺には、「山地災害危険地区調査要領」（平成 28 年 7 月林野庁）に基づく山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）が存在するほか、対象事業実施区域の周辺には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が存在し、豪雨時において地すべり及び斜面崩壊の誘発並びに土砂及び濁水の流出が発生しやすい地形が存在している。近年、突発的な豪雨が多発する中で、土砂災害等の発生が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施すること。また、準備書段階での工事計画に関する防災対策を可能な限り明記すること。

(4) 動物

ア 工事中の濁水の流入による影響を予測するため、風力発電機の設置予定位置に近い河川の上流部に水生生物の調査地点を追加し、影響について予測及び評価すること。

イ 夜間及び早朝の鳥類調査において、複数台の録音機を用いたタイマー録音調査を実施すること。

ウ いわてレッドデータブックに掲載されているカワネズミについては、発見が困難な水域を生息環境とする個体数の少ない種であるため、その生息域の把握に当たっては、環境DNAの分析技術等の最新の知見に基づく調査の実施を検討すること。

エ 対象事業実施区域の一部には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定された鳥獣保護区（森林鳥獣生息地の保護区）が存在しており、希少な哺乳類及び鳥類の生息が過去に確認されていることから、事業実施にあつては、鳥獣の保護のため、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 景観

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、住居等の施設が存在しており、風車による圧迫感など景観に係る影響が懸念されることから、風力発電機設置予定位置に近い住宅地付近を調査地点として追加し、影響について予測及び評価すること。

イ 自然景観の眺望では、水平的広がりの中に垂直線は際立った存在となるため、風力発電機の存在の景観への影響は、眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角だけでなく、水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場の利用実態から活動の状態を把握し、直接改変のみならず、騒音等の他の環境要素の予測結果を参照した上で、触れ合い活動の場に対する間接的な影響を予測すること。

3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること

「(仮称) 久慈山形風力発電事業環境影響評価方法書」に対する久慈市長意見

【総括的事項】

環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法等の見直しを行うなど、適正に対応すること。

【個別的事項】

(1) 防災

砂防地域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害(特別)警戒区域を対象事業実施区域外としているが、土砂災害警戒区域についても確認のうえ、事業実施すること、

(2) 土地利用

ア 国土利用計画法に基づき、市街化区域であれば 2,000 m²以上、市街化区域を除く都市計画区域であれば、5,000 m²以上、都市計画区域外であれば 10,000 m²以上の土地取引を行う場合には、同法に定める届出を実施すること。

イ 農業振興地域の区域を確認のうえ、区域に該当する場合は必要な変更手続きを行うこと。

ウ 森林法に基づく計画区域に該当するため、開発、伐採等を行う際には必要な手続きを行うこと。また、事業実施のために使用した作業用通路については、林業者が行う森林整備の際に共用するよう配慮されたい。

(3) 電波障害

風力発電施設の建設に伴い、テレビ及びラジオの放送受信環境に影響が発生するおそれが懸念されるため、建設場所の近隣にあるテレビ共聴組合が建設した受信施設への影響の有無やラジオの受信環境について留意すること。

<参考資料>

① 「風車による受信障害例と救済方法」(総務省東北総合通信局)【資料1】

② 「風力発電による放送受信への影響防止についてのご協力をお願い」(総務省東北総合通信局 HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/bc-huryoku.html>)

(4) 自然公園

事業実施区域周辺には県立自然公園の「久慈平庭県立自然公園」が立地している。事業実施区域内に自然公園特別地域が含まれていないことから、事業実施にあたっての行為等許可申請は特段要しないが、今後事業実施に向けた調査等を行うにあたり、自然公園特別地域内で県立自然公園条例(昭和33年12月26日条例第53条)第10条第4項に規定する各種行為を行おうとする際には、当市に対し許可申請を行うとともに、行為概要について情報共有を行うこと。

(5) 産業

対象事業実施区域は、当地域の基幹産業である日本短角種の公共牧場が含まれ、または近接していることから、放牧環境に影響が生じないように配慮されたい。

(6) 水質

事業実施区域近隣(事業実施区域下流側)に日野沢地区及び荷軽部地区の水源があるため、施工の際及び施設完成後においては水質に影響が及ばぬよう留意すること。

(7) 自然環境（植物・動物・生態系）

北エリア対象事業実施区域の近隣では「ミズバショウ」の群生地が所在している。現在では周辺の森林が伐採され環境が著しく変化しているが植生が確認されている状況である。市の指定文化財等ではないが、地域住民が主体となり環境整備を行った経緯があるため、事業実施の際は群生地を破壊しないよう留意すること。【資料2】

(8) 騒音・振動

事業実施区域は当市における騒音及び振動の規制地域に含まれていないが、事業実施（建設工事を含む。）に伴う騒音及び振動については極力低減するよう配慮すること。

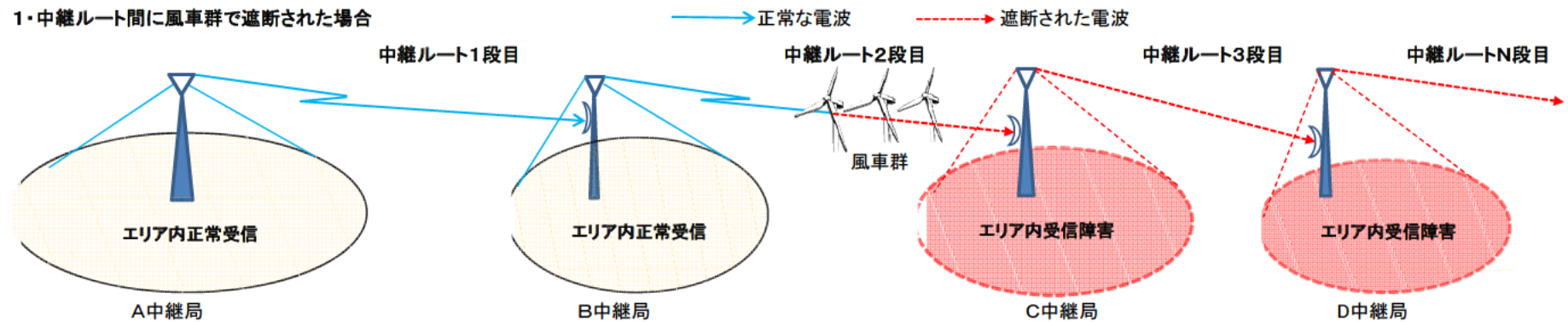
また、「調査、予測及び評価の手法」については、測定数値のみならず、近隣の生活環境及び家畜や生態系への影響も考慮するなど多角的なものとなるよう留意すること。

「(仮称) 久慈山形風力発電事業環境影響評価方法書」に対する九戸村長意見

- 1 今後の事業計画の検討及び環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、環境に配慮すべき事項について十分勘案するとともに、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境への影響の低減に努めること。
- 2 対象事業実施区域の関係者のみならず、より広い範囲を対象とした住民に対する情報提供と丁寧な説明を行い事業実施の理解が得られるよう努めること。
- 3 重大な環境影響を回避・低減できる余地が大きい「位置・規模」の選定を優先するとともに、災害リスクに関しては、法令等の制約を受ける場所以外であっても細心の注意を払い、現地調査を行うなど責任を持って事業を進めること。
- 4 主な対象事業実施区域は久慈市山形町であり、本村管理の道路や河川等への直接的な影響は少ないものと考えられるが、事業により道路や河川、他の占用物件等に支障を与えることのないよう配慮すること。今後工事計画等の詳細な設計を行ううえにおいて、周辺地域等の環境に対する影響について十分な調査を行い、適切な対策を考慮した計画を策定し、今後策定する各図書に反映させること。また、随時事業に係る詳細な協議を実施すること。

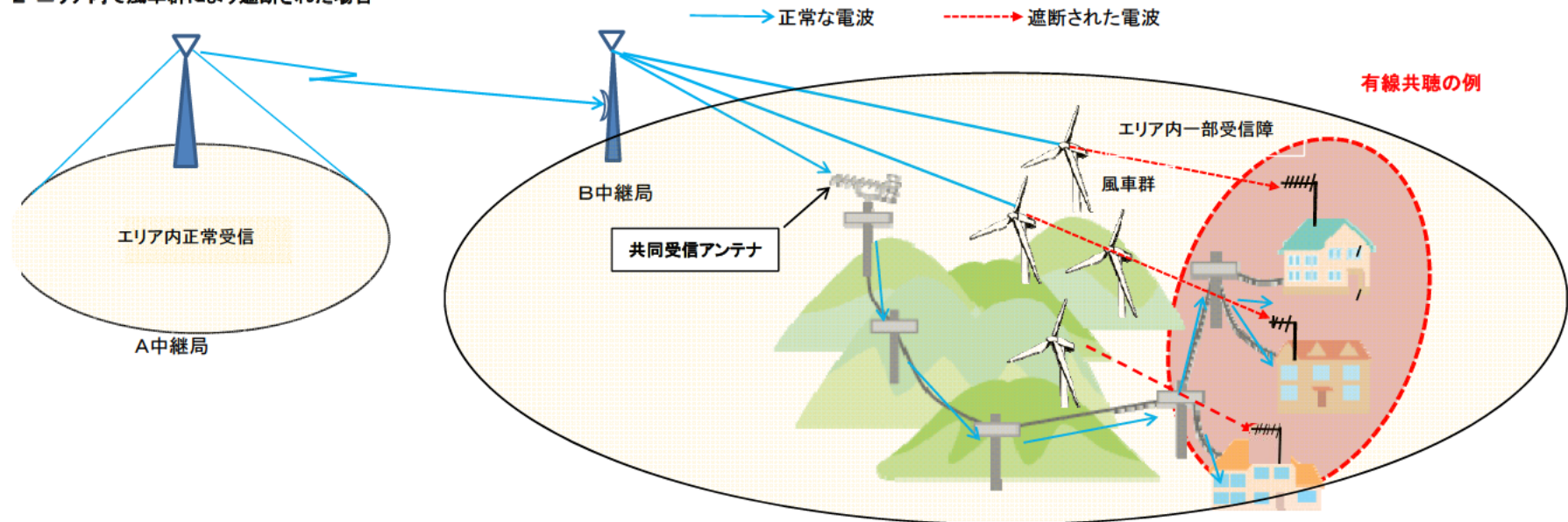
風車による受信障害例と救済方法

1・中継ルート間に風車群で遮断された場合



中継ルート2段目に位置する風車群の影響により、C中継局の受信電波が遮断された場合、この中継局の放送エリアで受信障害が発生する
また、C中継局以後の中継局のエリアでも受信障害が発生する
回避方法：風車建設の詳細な事前検討を実施し、中継ルート間で遮蔽しない位置に風車を建設する

2・エリア内で風車群により遮断された場合



- 対策手法：1 有線共聴（風車の遮蔽とならない位置に共同受信アンテナを設置し、障害を受けている家庭をケーブルで接続し救済する。）
2 無線共聴（風車の遮蔽を受けない場所で受信し、再送信する方法により救済する。）

